

社会保険 ひろしま

第9号

- 法律改正により社会保険の加入条件が変わります
- 社会保険に加入するメリット
- 適用拡大に伴う社内での準備をお願いします
- 「ひろしま企業健康宣言」参加企業を募集しています！
- 健康経営サポートページを開設しております！
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ



ひまわり

職場内で回覧して下さい

日本年金機構からのお知らせ

法律改正により社会保険の加入条件が変わります

従業員数500人以下の事業主のみなさまへ

法律改正により、パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。



＜対象となる企業＞



▶ 2022年10月からの対象企業

- 2022年10月から、従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶ 2024年10月からの対象企業

- 2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶ 従業員数のカウント方法

- Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
- 原則として、従業員数の基準を常時（※）上回る場合には、適用対象になります。
※ 自主的に判断し、速やかに届け出てください。
なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。
- 法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が**社会保険**（厚生年金・健康保険）に加入することにより、

社会保険料のご負担が変わりますが、

パート・アルバイトの方の**保障が充実します。**



年金

老後・障害・死亡の保障がさらに充実！

- 1階（基礎年金部分）に加えて、2階（報酬比例部分）の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実！

- **傷病手当金**
病休期間中、給与の2/3相当を支給
- **出産手当金**
産休期間中、給与の2/3相当を支給

日本年金機構からのお知らせ

適用拡大に伴う社内での準備をお願いします

<加入対象者の把握>

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

社内周知も
忘れずに

check

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

(※ 週所定労働時間が40時間の企業の場合)

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※ 契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

check

月額賃金が8.8万円以上

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

含まれない例

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

check

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

check

学生ではない

※ 休学中や夜間学生は加入対象です。

<書類の作成・届出（オンライン）>

「被保険者資格取得届」の届出手続きについてご案内します。

通知でお知らせ

2022年8月まで※

※ 従業員数101人～500人の企業の場合



2022年8月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。

届書の作成

届書を準備します。

届書の届出

2022年10月※

※ 従業員数101人～500人の企業の場合
(従業員数51人～100人の企業は2024年10月)

オンライン申請を
活用しましょう

2022年10月5日までに厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

詳しくは、特設サイトでもご確認いただけます

■ 「適用拡大の手続き」に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



■ 「被保険者資格取得届」の届出に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shutoku.html>



■ オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



全国健康保険協会からのお知らせ
協会けんぽ

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



～「協会けんぽ広島支部加入企業」の皆様へ～

『ひろしま企業健康宣言』
参加企業を募集しています！



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

協会けんぽ広島支部では、企業において、「健康経営」を実践するための仕組みとして「ひろしま企業健康宣言」制度を設けております。「健康経営」の推進や加入者の皆様の健康増進に向け、健康宣言していただいた企業を協会けんぽ広島支部が積極的にサポートします！ 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

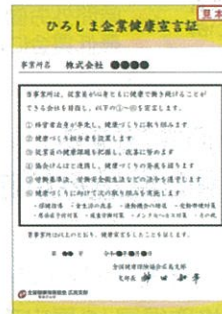
Step① 「健康宣言エントリーシート」を提出

広島支部ホームページからダウンロードし、ファックスまたは郵送でご提出ください。後日、「宣言証」をお送りしますので、ホームページや社内の応接室などに掲載していただき、社内外でのPRにご活用ください。

健康宣言企業が
2000社
を超えました！！

Step② 従業員の健康づくりの実践

実効性を高めるため、広島支部の健康づくり講座等も是非ご利用ください。まずはできることから始めていきましょう。



ひろしま
企業健康宣言
「宣言証」
(イメージ)



ひろしま
企業健康宣言
「認定証」
(イメージ)

Step③ チェックシートを協会けんぽ広島支部に報告

広島支部から年1回届く「チェックシート」で前年度の取組み状況をご報告ください。認定基準を充足すれば、「認定証」をお送りします。

■ 「健康経営」の取組みを評価する制度があります

健康経営優良法人認定制度

※ひろしま企業健康宣言にエントリーしていることが条件となります。

国（経済産業省）と日本健康会議が、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している企業を顕彰する制度です。健康経営優良法人2021では、広島県内で147社（中小規模法人部門：令和3年6月4日時点）が認定を受けており、認定数は飛躍的に増加しております。

広島県健康経営優良企業表彰

ひろしま企業健康宣言の認定を受け、健康経営にかかる取組みを積極的かつ発展的に実施している企業の中から数社を「広島県知事」が表彰します。

■ 「健康経営優良法人（経済産業省）」の認定を受けると

「健康経営優良法人（経済産業省）」の認定を受けると、健康経営優良法人認定の下記ロゴマークが使用可能になります。次回の認定は例年と同様、8月下旬に申請受付が始まる予定です。申請方法、認定基準等の最新情報については、経済産業省のホームページをご覧ください。



従業員の健康づくりに
積極的な「優良企業」
であると社内外にア
ピールできます！


全国健康保険協会からののお知らせ
 協会けんぽ

健康経営サポートページを開設しております！

協会けんぽ広島支部では、「健康経営」に関するサポートページを開設しております。「健康経営のメリット」や「ひろしま企業健康宣言について」、「健康経営実践企業のご紹介」など、動画を交えて分かりやすく解説していますので、ぜひご覧ください。

Point1

健康経営が よくわかる

一番の資本である従業員のため、健康経営のメリットをくわしく解説しています。



Point2

広島支部が 全力サポート

協会けんぽ広島支部が皆様の健康づくりを支えます。サポート内容をわかりやすくお伝えしています。



Point3

企業の取組みを 動画でお届け

健康経営をされている企業の取組みをご紹介します。健康経営をやる前と後の違いがよくわかります。



健康課題のお悩み解決！ **健康経営サポートページへ今すぐアクセス！**



<https://kenkoukeiei-hiroshima.kyoukaikenpo.or.jp/>

「ひろしま企業健康宣言」のエントリーシートもこちらのページからダウンロードできます。是非、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーしてください！

お問合せ先


全国健康保険協会 広島支部
 協会けんぽ

TEL:082-568-1014(企画総務グループ)

受付時間:平日8:30~17:15



広島県社会保険労務士会

2021年4月より同一労働・同一賃金の実現に向け、法が改正されています。

規程の整備は進んでいますか？

主な改正点は以下の通りです。

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
正社員と非正規社員との不合理な待遇差をなくす。
- ② 待遇に関する説明義務の強化
社員から待遇差に関する説明を求められた、合理的な理由を説明する。
- ③ 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備
トラブルとなった場合の規定の整備

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

街角の年金相談センター広島の 第2土曜日の閉所について（お知らせ）

令和3年6月から広島インテスビルが土日祝日が閉館されることになりました。
そのため、第2土曜日の年金相談窓口が開所できなくなります。
第2土曜日のご相談は、お近くの年金事務所でお願います。

「予約受付専用電話」

☎ 0570-05-4890

【予約受付時間】
毎週月曜日～金曜日
(祝日を除く)
8:30～17:15

- 予約の相談希望の1か月前から前日まで受付しております。
- ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。
- お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の 年金相談センター 広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F



社会保険協会からのお知らせ

施設利用補助券について



各施設、新型コロナウイルスの影響により、営業を自粛されているところがありましたが、徐々に再開されています。ご利用の際には、ご希望の施設の営業状況をご確認の上ご利用ください。

なお、野外プールの「河佐峡 ウォータースライダー」は、今年度営業中止となりました、ご了承ください。

また、お送りしているA3版カラーのご案内には記載がされていませんが、温泉利用補助券で呉市の「SPA SOLANI 大和温泉」、湯来町の「湯来ロッジ」及び「湯の山温泉」がご利用できるようになりました。

広島県社会保険協会からのお知らせ

会員特典

**社会保険事務担当者養成講座・キャリアアップセミナーを
6月から開催をしています。**

講師

社会保険事務担当者養成講座（広島会場）

特定社会保険労務士 大喜多 淳

社会保険事務担当者養成講座（福山会場）

特定社会保険労務士 後藤 克志

キャリアアップセミナー

特定社会保険労務士 石部 香



なお、受講者の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策（検温・消毒・マスク・密を避けるなど）にご協力をいただいています。

会員特典

お知らせ

「令和3年度 年金ライフプランセミナー」

定年前の会社員(被保険者)及びその配偶者の方を対象に、年金制度を中心とした社会保険制度の知識、退職後のライフプランなど、充実したシニアライフを過ごせるよう参加者の皆様ご自分自身を考えていくセミナーです。

10月2日(土) 福山商工会議所

10月9日(土) 広島RCC文化センター

第1部 「ライフプランと資金計画」(仮題)
13:30~15:00 高橋 佳良子 先生

第2部 「定年退職後の年金と保険」(仮題)
15:10~16:40 飯田 ひとみ 先生



「年金ライフプランセミナー」は、現時点では開催する予定ですが、新型コロナウイルスの影響により、開催できない場合もあります。(参加のお申込みは、8月27日(金)までです。)

なお、開催中止の場合は、ホームページでお知らせし、お申込みいただいた方へお電話でご連絡いたします。

「健康講座」

令和3年度11月開催予定(RCC文化センター)の「健康講座」について、詳細は9月頃ホームページでお知らせいたします。(なお、本講座についても、新型コロナウイルス等に関する状況により、開催できない場合もありますので、予めご了承くださいませようお願いします。)

広島県社会保険協会からのお知らせ

会員特典 ◀ 社内研修にDVDのご紹介です！

コロナ禍で講師を招いて、会場で（対面）の研修等が難しい現状です。スペースを広く取り、少人数に分け研修会、健康管理講習会等にDVDを繰り返しご活用いただくのはいかがでしょうか？貸出しは無料です。

- ・貸出し期間は10日間
- ・1回のお申込みにつき貸出し本数は3本まで



夏の熱中症・冬のヒートショックに気をつけよう！	42分	
ちよちよのちよトレ2.0 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう！	60分	
トータル・ヘルスプロモーションのための健康サポート体操	60分	
元気な職場をつくる メンタルヘルス 全4巻	自分でできるストレス・コントロール	25分
	ストレス・コーピングによるセルフケア	26分
	ストレスチェックを活用したセルフケア	25分
	部下が休職する前にできること	25分

お申込み方法は、ホームページから「DVD貸出申込書」をダウンロードしていただきFAX又は郵送でお申込みください。

会費納入ありがとうございます

当協会では、会員である事業主様ご協力のもと、社会保険制度の健全な発展と円滑な運営に貢献することや、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福祉の向上をめざし、各種事業を行っています。これらの事業は会員様よりお納めいただいた会費(年会費)により運営されています。

今年度も、会費をいただいています会員事業所様に、冊子「社会保険事務便覧」を、5月にお送りいたしました。ご活用いただければ幸いです。

令和3年度分の会費納付につきましては、4月初旬に会員事業所様にお願いし、多くの事業主様からお納めいただいております。ありがとうございます。